

記入例

(在学者用申請書)

日付

申請日 令和 2 年 7 月 20 日

鳥取県知事 様

令和 2 年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

以下の申請要件に該当していますか？

- ①高等学校等に在学している者の保護者等であること
＜保護者等とは＞
高校生等の親権を行う者（児童相談所長、児童福祉施設長を除く）又は未成年後見人（財産の権限のみを行使する者を除く）。
親権者、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者、高校生等本人の順とします。
- ②保護者等が鳥取県内に住所を有すること
- ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護の生業扶助受給者であること
- ④高校生等が児童入所施設等（母子生活支援施設を除く）に入所、又は里親に養育されていないこと
- ⑤過去に高等学校等を卒業又は修了した者でないこと

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒680-9999 鳥取市〇町△丁目□□□番	ふりがな	とっとり はるお
電話	0857-00-XXXX	申請者氏名	鳥取春男 鳥取
高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請区分に係る誓約	私の世帯は次の区分に該当することを誓約します。 申請者氏名： <u>鳥取春男</u> 5【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、申請内容については、以下に <input checked="" type="checkbox"/> した内容に相違ありません。 (↓必ずどちらかに) <input type="checkbox"/> 令和2年7月 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年7月1日現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

- 申請区分に係る誓約は、申請者が署名しましたか？
- 生活保護（生業扶助）の受給または道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税の区分に応じてを記入しましたか？

2 【対象となる高校生等】

ふりがな	とっとり たろう	生年月日	平成 16 年 4 月 10 日
氏名	鳥取太郎		
現在の学校	学校名 〇X高等学校		第 1 学年
過去に在籍した学校	学校名 在学中に		

■ 過去に在籍した高等学校等がある場合、内容を記入しましたか？

- 申請者（1で記入した方）と同じ名義人名の普通口座が記入されていますか？
- ゆうちょ口座の場合は、他の金融機関からの振込に使用する店名、口座番号等を記入しましたか？

3 【振込口座※1】給付金の

金融機関名	〇X 銀行 金庫・組合 △□ 本店・支店・出張所 本所・支所								
預種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)	1	2	3	4	5	6	7
支店名 (カタカナ)	ト	ツ	ト	リ	ハ	ル	オ		

※1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名及び口座番号（7桁）を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（大枠部分）に○をしてください

■ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の場合、高校生等本人の第1子、第2子以降の申請区分を確認しましたか？

4	生活保護（生業扶助）受給世帯	国公立	32,300円		・基準日時点において生業扶助を受給していることを証する書類
		私立	52,600円		
2	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	84,000円	○	・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	103,500円		
3	15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	国公立	129,700円		・対象となる高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	138,000円		
4	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	36,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	38,100円		
5	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	36,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	38,100円		

※通信制の高等学校等及び高等学校専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がある場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で、高等学校専攻科に通う生徒は番号5の区分で申請し、通信制及び高等学校専攻科以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

※新生生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況※2】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

扶養の状況※2	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無※4 (高校生等のみ記入)
	本人	鳥取 太郎	/	/	有
	父	鳥取 春男	SO.O.O	会社員	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	母	鳥取 夏子	SO.O.O	無職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
○	兄	鳥取 秋男	HO.O.O	大学・2年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
○	姉	鳥取 冬子	HO.O.O	〇〇高校・3年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

■ 高校生等本人と保護者等は必ず全員記入し、高校生等本人の健康保険証の写しが添付されていますか？（生活保護受給者を除く）

■ 高校生等本人に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は全員を記入し、高校生等本人と兄弟姉妹全員の健康保険証の写しが添付されていますか？

↳ 大学進学などで別居の兄姉であっても、同一生計であれば記入・添付してください。

（上記以外の祖父母、中学生以下の弟妹、その他の同居者等は記入不要です）

6 【添付資料の確認】次の書類

- 保護者等の課税証明書等
- 保護者等の課税証明書等
- 健康保険証の写し（【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分）※生活保護世帯を除く
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任